

パソコンの小型充電式電池の回収について

2001年4月1日に資源有効利用促進法が施行され、電池メーカー及び電池使用機器メーカーに使用済み小型充電式電池の回収・再資源化が義務付けられました。当社は一般社団法人JBRCの回収・再資源化スキームで小型充電式電池の回収を実施しております。

1. 対象製品

当社(旧三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社)のパーソナルコンピュータに附属している「JBRC会員 製」以下の小型充電式電池。

- ニカド電池 (Ni-Cd)
- ニッケル水素電池 (Ni-MH)
- リチウムイオン電池 (Li-ion)

2. 回収方法

使用済み小型充電式電池は、外観異常(破損、変形等)ないことを確認した後にショートのある恐れがありますので+極、-極の金属端子部を絶縁テープで絶縁してください。

◆ 個人のお客様

小型充電式電池をご購入の際に排出協力店に使用済み小型充電式電池をお持ちください。

- 排出協力店検索(一般社団法人JBRCのWEBサイトへジャンプします)

https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/

◆ 法人のお客様

法人のお客様で使用済み小型充電式電池の回収を希望される場合には、一般社団法人JBRCの「排出協力事業者」として登録いただくことで、JBRCの直接回収のサービスを受けることができます。

- 「排出協力事業者」登録(一般社団法人JBRCのWEBサイトへジャンプします)

https://www.jbrc.com/recovery_base/kaisyukyoten_touroku/